

○運転免許技能試験官の指定等に関する規程

北海道公安委員会規程第1号

昭和51年6月30日

改正 平成5年3月18日公安委員会規程第1号、6年8月10日第3号、14年3月14日第2号、28年6月23日第8号、29年3月6日第3号

運転免許技能試験官の指定等に関する規程を次のように定める。

運転免許技能試験官の指定等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第8項の規定に基づき、運転免許の技能試験に従事する者（以下「技能試験官」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定基準)

第2条 技能試験官は、次に掲げる要件を備えた者の中から北海道公安委員会が指定する。

- (1) 北海道警察に勤務する巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある警察職員であること。
- (2) 年齢25歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、自動二輪車に係る運転免許についての試験にあつては、自動二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則の内容となっている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官としての必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法など必要な知識を有する者であること。

(指定)

第3条 技能試験官の指定は、別記様式の指定書を交付して行う。

(指定の解除)

第4条 技能試験官として指定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、指定を解除する。

- (1) 指定の基準に適合しなくなった場合
  - (2) 技能試験官としての職務を行わなくなった場合
- 2 前項の場合、交付されている指定書を、速やかに返納しなければならない。

(教養)

第5条 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、技能試験官として新たに指定を受けようとする者（以下「新規指定者」という。）及び技能試験官の職から離れていた者が再度技能試験官として指定を受けようとするもの（以下「再指定者」という。）に対し、次の表に掲げる区分に応じた教養を行うものとする。ただし、新規指定者に対する教養を受けようとする者が交通警察に関する業務について相当の経験を有する場合は、警

察本部長が定めるところにより、教養の一部を省略することができる。

項目	科 目	指 定 種 別	
		新規指定者	再指定者
一 般 教 養	運転免許制度の教養	2 時間以上	——
	試験官の心構え	2 "	2 時間以上
	運転免許事務の概要	3 "	——
	運転心理	3 "	——
	計	10 "	2 時間以上
基 礎 教 養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60 "	4 "
	自動車の構造及び取扱いの方法	20 "	3 "
	自動車の安全な運転に関する知識	50 "	4 "
	試験官としての必要な自動車の運転技能	90 "	8 "
	運転免許試験に関する法令等の知識	30 "	2 "
	計	250 "	21 "
実 務 教 養	技能試験の実施に関する知識	20 "	3 "
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150 "	15 "
	自動車の運転技能に関する採点方法	120 "	10 "
	試験実施基準に関する知識	130 "	12 "
	計	420 "	40 "
合 計		680 "	63 "

2 前項の規定にかかわらず、方面公安委員会の技能試験官であった者が、異動などの理由により他の公安委員会から引き続き技能試験官として指定を受けようとする場合は、教養を行わないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、方面公安委員会の指定する技能試験官であった者が引き続きことなく技能試験官として指定を受けようとする場合は、再指定者に対する教養を行うものとする。

#### 附 則

1 この規程は、昭和51年8月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に技能試験に従事している者については、この規程の定めるところにより、技能試験官の指定を受けた者とみなす。

附 則（平成5年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規程第8号）

- 1 この規程は、平成28年7月19日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の運転免許技能試験官の指定等に関する規程第3条の規定により交付されている証票は、この規程による改正後の運転免許技能試験官の指定等に関する規程第3条の規定により交付された指定書とみなす。

附 則（平成29年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

運転免許技能試験官指定書

(現官職)	(氏名)
(指定事項)  道路交通法施行規則第24条第8項の規定により運転免許の技能試験官に指定する	
年 月 日  北海道公安委員会 印	

注 規格は、A列4番縦長とする。